

○農林水産省告示第七百四十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和五年産の春植えばれいしよ、スイートコーン、かぼちや及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和四年十月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道									左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲									
ばれいしょ	1 類	14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円				北海道の区域	
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、 23,060円 20,750円 18,450円 16,140円 14,520円 13,070円 11,620円 10,160円 8,710円 )									
	2 類	33,950円	30,560円	27,160円	23,770円	20,370円				北海道の区域	
	3 類	62,760円	56,480円	50,210円	43,930円	37,660円				北海道の区域	
	4 類	47,380円	42,640円	37,900円	33,170円	28,430円				北海道の区域	
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,520円 13,070円 11,620円 10,160円 8,710円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、 23,060円 20,750円 18,450円 16,140円 14,520円 13,070円 11,620円 10,160円 8,710円 ) 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,950円 30,560円 27,160円 23,770円 20,370円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 62,760円 56,480円 50,210円 43,930円 37,660円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 47,380円 42,640円 37,900円 33,170円 28,430円									北海道の区域
スイートコーン	1 類	32,570円	29,310円	26,060円	22,800円	19,540円				北海道の区域	
	2 類	141,490円	127,340円	113,190円	99,040円	84,890円				北海道の区域	
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,570円 29,310円 26,060円 22,800円 19,540円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 141,490円 127,340円 113,190円 99,040円 84,890円									北海道の区域
かぼちゃ		97,140円	87,430円	77,710円	68,000円	58,280円				北海道の区域	

備考:

- この表において「区分」とは農業保険法(昭和22年法律第185号)第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岩手県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	岩手県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	岩手県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	岩手県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしよ	2 類	43,000円	38,700円	34,400円	30,100円	25,800円	宮城県の区域
	4 類	68,000円	61,200円	54,400円	47,600円	40,800円	宮城県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ					宮城県の区域
		14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円	
		春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしよ					
43,000円	38,700円	34,400円	30,100円	25,800円			
春植えて、かつ、種子用であるばれいしよ							
62,760円	56,480円	50,210円	43,930円	37,660円			
春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ							
68,000円	61,200円	54,400円	47,600円	40,800円			
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	宮城県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	宮城県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	宮城県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしよに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしよについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	山形県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	山形県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	山形県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしょ	2 類	41,890円	37,700円	33,510円	29,320円	25,130円	福島県の区域
	4 類	63,360円	57,020円	50,690円	44,350円	38,020円	福島県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,520円 13,070円 11,620円 10,160円 8,710円 春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 41,890円 37,700円 33,510円 29,320円 25,130円 春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 62,760円 56,480円 50,210円 43,930円 37,660円 春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 63,360円 57,020円 50,690円 44,350円 38,020円					福島県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	福島県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	福島県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	福島県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
スイートコーン	2 類	200,690円	180,620円	160,550円	140,480円	120,410円	茨城県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,570円 29,310円 26,060円 22,800円 19,540円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 200,690円 180,620円 160,550円 140,480円 120,410円					茨城県の区域
かぼちゃ		208,030円	187,230円	166,420円	145,620円	124,820円	茨城県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	栃木県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	栃木県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	栃木県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	群馬県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	群馬県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	群馬県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
スイートコーン	2 類	260,940円	234,850円	208,750円	182,660円	156,560円	埼玉県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,570円 29,310円 26,060円 22,800円 19,540円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 260,940円 234,850円 208,750円 182,660円 156,560円					埼玉県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	埼玉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	埼玉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	埼玉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてスイートコーンに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、スイートコーンについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	千葉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	千葉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	千葉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしょ	1 類	14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円	東京都の区域
	2 類	33,950円	30,560円	27,160円	23,770円	20,370円	東京都の区域
	3 類	62,760円	56,480円	50,210円	43,930円	37,660円	東京都の区域
	4 類	47,380円	42,640円	37,900円	33,170円	28,430円	東京都の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,520円 13,070円 11,620円 10,160円 8,710円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,950円 30,560円 27,160円 23,770円 20,370円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 62,760円 56,480円 50,210円 43,930円 37,660円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 47,380円 42,640円 37,900円 33,170円 28,430円					東京都の区域
スイートコーン	1 類	32,570円	29,310円	26,060円	22,800円	19,540円	東京都の区域
	2 類	141,490円	127,340円	113,190円	99,040円	84,890円	東京都の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,570円 29,310円 26,060円 22,800円 19,540円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 141,490円 127,340円 113,190円 99,040円 84,890円					東京都の区域
かぼちゃ		97,140円	87,430円	77,710円	68,000円	58,280円	東京都の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県						左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
ばれいしよ	3 類	93,230円	83,910円	74,580円	65,260円	55,940円	長野県の区域	
	4 類	94,480円	85,030円	75,580円	66,140円	56,690円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	
		67,820円	61,040円	54,260円	47,470円	40,690円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ	14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしよ	33,950円	30,560円	27,160円	23,770円	20,370円	
		春植えで、かつ、種子用であるばれいしよ	93,230円	83,910円	74,580円	65,260円	55,940円	
春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ		94,480円	85,030円	75,580円	66,140円	56,690円		
9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ	14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	
	春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしよ	33,950円	30,560円	27,160円	23,770円	20,370円		
	春植えで、かつ、種子用であるばれいしよ	93,230円	83,910円	74,580円	65,260円	55,940円		
	春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ	67,820円	61,040円	54,260円	47,470円	40,690円		
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	長野県の区域	
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	長野県の区域	
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	長野県の区域	

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	岐阜県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	岐阜県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	岐阜県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	愛媛県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	愛媛県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	愛媛県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	3 類	189,620円	170,660円	151,700円	132,730円	113,770円	長崎県の区域
	4 類	128,380円	115,540円	102,700円	89,870円	77,030円	長崎県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,520円 13,070円 11,620円 10,160円 8,710円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,950円 30,560円 27,160円 23,770円 20,370円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 189,620円 170,660円 151,700円 132,730円 113,770円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 128,380円 115,540円 102,700円 89,870円 77,030円					長崎県の区域

備考：

1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	2 類	53,510円	48,160円	42,810円	37,460円	32,110円	熊本県の区域
	3 類	103,750円	93,380円	83,000円	72,630円	62,250円	熊本県の区域
	4 類	55,270円	49,740円	44,220円	38,690円	33,160円	熊本県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,520円 13,070円 11,620円 10,160円 8,710円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 53,510円 48,160円 42,810円 37,460円 32,110円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 103,750円 93,380円 83,000円 72,630円 62,250円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 55,270円 49,740円 44,220円 38,690円 33,160円					熊本県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円	熊本県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	熊本県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	熊本県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県						左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
ばれいしょ	2 類	57,720円	51,950円	46,180円	40,400円	34,630円	宮崎県の区域	
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ						宮崎県の区域
		14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円		
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ						
		57,720円	51,950円	46,180円	40,400円	34,630円		
春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ								
62,760円	56,480円	50,210円	43,930円	37,660円				
春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ								
47,380円	42,640円	37,900円	33,170円	28,430円				
スイートコーン	2 類	311,670円	280,500円	249,340円	218,170円	187,000円	宮崎県の区域	
	3 類	食品加工用であるスイートコーン						
		32,570円	29,310円	26,060円	22,800円	19,540円		
食品加工用以外の用途であるスイートコーン								
311,670円	280,500円	249,340円	218,170円	187,000円				

備考：

1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県							
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域	
ばれいしょ	2 類	57,060円	51,350円	45,650円	39,940円	34,240円	鹿児島県の区域	
	4 類	135,670円	122,100円	108,540円	94,970円	81,400円	鹿児島県の区域	
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ						鹿児島県の区域
		14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円		
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ						
		57,060円	51,350円	45,650円	39,940円	34,240円		
		春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ						
		62,760円	56,480円	50,210円	43,930円	37,660円		
		春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ						
		135,670円	122,100円	108,540円	94,970円	81,400円		

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。